

入札参加者の皆様へ

令和8年7月

近畿中国森林管理局

令和8年7月以降の発注分（入札公告日）から、造林事業、素材生産事業に係る一般競争入札（総合評価落札方式）の入札手続きを一部改正しましたのでお知らせします。

【今回の主な改正点】

○ 総合評価落札方式加算項目（加算点）に関する評価の基準（評価点）の見直し

評価項目である「賃上げの実施を表明した企業等」について、その適合事業者に対する評価点を加算点としています。今回、その評価点を変更しました。

- ・ 標準型（単年度で一貫作業なし）の加算項目の【賃上げの実施を表明した企業等】について、賃上げ表明の有無を8点から4点へ変更
- ・ 標準型（上記以外の標準型）の加算項目の【賃上げの実施を表明した企業等】について、賃上げ表明の有無を9点から4点へ変更
- ・ 簡易型の加算項目の【賃上げの実施を表明した企業等】について、賃上げ表明の有無を7点から3点へ変更

※ 評価点の詳細は「造林事業及び素材生産事業に係る総合評価落札方式の評価基準表」をご覧ください。

○ その他

今回の改正に伴い、技術提案書様式や提出時のチェックリストの見直しはありません。